

第20表 交通関係法令違反取締状況

(1) 違反別・態様別取締件数

違	反	件	数	構	成	比
総	数	928,545		100.0 %		
無	免	許	1,214			0.1 %
酒	酔	い	37			0.0 %
酒	気	帯	687			0.1 %
	び	0.25	mg/ℓ			以上
酒	気	帯	306			0.0 %
	び	0.15	mg/ℓ			以上
速	度	超	87,090			9.4 %
横	断	歩	12,931			1.4 %
		行				者
		者				妨
		害				害
一	時	不	141,086			15.2 %
		停				止
右	左	折	14,902			1.6 %
		方				法
信	号	無	124,222			13.4 %
通	行	区	2,754			0.3 %
		分				分
指	定	通	64,769			7.0 %
		行				区
		区				分
進	路	変	107,625			11.6 %
		更				更
指	定	横	32,867			3.5 %
		断				等
通	行	帯	17,174			1.8 %
追	越	し	353			0.0 %
踏	切	不	11,599			1.2 %
		停				止
通	行	禁	162,120			17.5 %
		止				止
整	備	不	5,031			0.5 %
		良				良
定	員	外	196			0.0 %
		乗				車
大	型	自	708			0.1 %
		動				二
		輪				車
		等				乗
		車				方
		方				法
駐	停	車	49,100			5.3 %
積	載	物	1,822			0.2 %
		重				量
		制				限
		超				過
携	帯	電	81,394			8.8 %
		話				話
保	管	場	124			0.0 %
		所				法
そ	の	他	8,434			0.9 %

(2) 行政処分の基礎点数告知件数

違	反	件	数
総	数	5,184	
シ	ー	ト	4,930
		ベ	
		ル	
		ト	
ノ	ー	ヘ	254
		ル	

(3) 放置違反金納付命令件数

違	反	件	数
放	置	違	350,810
		反	
		金	
		納	
		付	
		命	
		令	

注1 駐停車とは、違法駐車行為をした者が①当該行為により交通反則告知される。②当該事件について公訴を提起される。③家庭裁判所の審判に付される。等の場合をいう。

2 放置違反金納付命令とは、放置車両の使用者に対し、公安委員会が放置違反金の納付を命ずる処分をいう。

数値：交通執行課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令を除く。)、

駐車対策課(駐停車、保管場所法及び放置違反金納付命令)